

## 第 51 号議案

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田区国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 3 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 8 条 給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級

の最高等級の標準報酬月額 $\frac{1}{30}$ に相当する金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の $\frac{2}{3}$ に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第 8 条から第 10 条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

## 第 52 号議案

大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区特別出張所設置条例の一部を改正する条例

大田区特別出張所設置条例（昭和 25 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

表大田区入新井特別出張所の項中「城南島七丁目」の次に「、令和島一丁目、令和島二丁目」を加える。

付 則

この条例は、この条例により新たに加える区域についての地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の規定による処分の効力が生じた日から施行する。

（提案理由）

町区域の新設に伴い、これを所管する特別出張所を定めるため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 53 号議案

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童支援員認定資格研修の実施要件が見直されたことに伴い、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 54 号議案

町区域の新設について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

町区域の新設について

町区域を下記のとおり新設し、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

記

新設する町名	令和島一丁目	令和島二丁目
新設する町名の読み方	れいわじまいちちょうめ	れいわじまにちょうめ
区域	別図のとおり	別図のとおり
埋立地の場所	江東区青海三丁目南側地 先中央防波堤外側公有水面（中央防波堤外側埋立地その 1 第 1 工区）（区画 C 2）の埋立地の一部及び江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面（中央防波堤外側埋立地第 2 工区 A 区）の埋立地の一部	江東区青海三丁目南側地 先中央防波堤外側公有水面（中央防波堤外側埋立地その 1 第 1 工区）（区画 C 2）の埋立地の一部及び江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面（中央防波堤外側埋立地第 2 工区 A 区）の埋立地の一部

（提案理由）




本区に編入された江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面（中央防波堤外側埋立地その 1 第 1 工区）（区画 C 2）の埋立地及び江東区青海三丁目南側地先中央防波堤外側公有水面（中央防波堤外側埋立地第 2 工区 A 区）の埋立地に

について、町区域を新設するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、この案を提出する。

別図

# 町区域新設図



凡 例	
	新町区域
	町界
	区界



第 55 号議案

大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約  
について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他工事（Ⅱ期）請負契約  
について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立大森第四小学校校舎ほか 1 施設改築その他工事  
(Ⅱ期)  
鉄筋コンクリート造  
一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造  
地上 4 階建 延床面積 1,312.57 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 6 億 1,600 万円
- 4 契約の相手方 大田区西蒲田七丁目 18 番 4 号  
醍醐・河津建設工事共同企業体  
代表者 大田区西蒲田七丁目 18 番 4 号  
醍醐建設株式会社  
代表取締役 田 中 常 雅  
構成員 大田区東嶺町 30 番 17 号  
株式会社河津建設  
代表取締役 河 津 修 平

5 工 期 契約有効の日から令和3年8月20日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 56 号議案

LED 投光器の購入について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

LED 投光器の購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- |   |        |  |      |
|---|--------|--|------|
| 1 | 購入の目的  | 災害対策用物品の備蓄拡充のため                                  |      |
| 2 | 購入する物品 | 充電式特殊 LED 投光器自立型スタンドセット                          | 41 台 |
|   |        | 専用リチウムイオンバッテリー                                   | 82 本 |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札による契約                                      |      |
| 4 | 契約金額   | 金 3,833 万 4,549 円                                |      |
| 5 | 契約の相手方 | 大田区西蒲田七丁目 49 番 9 号<br>東京トラヤ株式会社<br>代表取締役 原 田 晋 司 |      |
| 6 | 納 期    | 令和 2 年 9 月 30 日                                  |      |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年  
条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 57 号議案

可搬消防ポンプ（C－1 級）の購入について  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

可搬消防ポンプ（C－1 級）の購入について  
下記のとおり物品を購入する。

記

- 1 購入の目的 防災市民組織等の市民消火隊への消火資器材の配備のため
- 2 購入する物品 可搬消防ポンプ（C－1 級） 17 台
- 3 契約の方法 指名競争入札による契約
- 4 契約金額 金 2,664 万 7,500 円
- 5 契約の相手方 大田区多摩川一丁目 11 番 7 号  
株式会社防災サービスセンター  
代表取締役 橋 田 繁 一
- 6 納 期 令和 2 年 10 月 30 日

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年  
条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 58 号議案

排水ポンプ車の購入について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

排水ポンプ車の購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- |   |        |   |    |
|---|--------|---|----|
| 1 | 購入の目的  | 水害発生時において遠隔で排水活動を行うため                               |    |
| 2 | 購入する物品 | 排水ポンプ機器（5立方メートル/分）一式                                | 1組 |
|   |        | 2トン平トラック  | 1台 |
|   |        | 発電機   | 1台 |
| 3 | 契約の方法  | 随意契約による契約   |    |
| 4 | 契約金額   | 金 2,325 万 740 円                                     |    |
| 5 | 契約の相手方 | 品川区南大井六丁目 13 番 10 号<br>株式会社第一テクノ<br>代表取締役社長 向 井 善 彦 |    |
| 6 | 納 期    | 令和 3 年 2 月 26 日                                     |    |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定に基づき、この案を提出する。

第 59 号議案

児童用防災ヘルメットの購入について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

児童用防災ヘルメットの購入について

下記のとおり物品を購入する。

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 購入の目的  | 発災時における児童の安全確保及び防災教育の拡充のため                      |
| 2 | 購入する物品 | 小学生向け防災ヘルメット 30,000個<br>ヘルメット収納ネット 30,000枚      |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札による契約                                     |
| 4 | 契約金額   | 金 9,405 万円                                      |
| 5 | 契約の相手方 | 大田区上池台五丁目 4 番 14 号<br>有限会社愛東商会<br>代表取締役 石 村 恒 司 |
| 6 | 納 期    | 令和 3 年 3 月 31 日                                 |

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第3条の規定に基づき、この案を提出する。